

令和4年4月20日

**静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会
中部地区通級指導教室設置校長・園長・所属長会**

司会:中部地区副会長

- 1 会長挨拶（会長 寺尾祥訓）
- 2 静言研の概要説明（県事務局）
- 3 各校(園)の現状報告
- 4 課題等についての話し合い

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会 会則 (案)

(総 則)

- 第 1 条 この会は、静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会といい、事務局を静岡市立番町小学校通級指導教室 (所在地：静岡県静岡市葵区一番町 50 番地) 内におく。
- 第 2 条 この会は、言語・聴覚・発達障害の調査、診断、治療、教育、福祉等について研究協議したり、知識や情報を交換し合ったりすることによって、障害に関する医療、教育、福祉等の推進を図ることを目的とする。
- 第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 言語・聴覚・発達障害教育に関する研修会の開催
 2. 言語・聴覚・発達障害教育に関する調査や、研究資料情報等の交換
 3. 言語・聴覚・発達障害に関する、福祉推進のための事業
 4. その他関連諸団体、機関との連携等、目的達成のために必要な事業

(組織・役員)

- 第 4 条 この会は、静岡県内の言語・聴覚・発達障害教育に携わる、治療教育関係者、及びこの会の趣旨に賛同する人たちによって組織する。
- 第 5 条 この会に次の役目をおく。
会長 1 名 副会長 若干名 顧問 若干名 運営委員 若干名 評議員 若干名
- 第 6 条 正副会長は、運営委員会で推薦し、総会の承認を得る。
- 第 7 条 運営委員は、会員の中から互選する。
- 第 8 条 評議員は、運営委員が推薦する。
- 第 9 条 会長は、この会を代表し、会務を統理する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会務を代行する。顧問は必要に応じて会長の諮問に応ずる。
- 第 10 条 運営委員は、この会の業務を推進する。
- 第 11 条 評議員は、この会に助言をする。
- 第 12 条 役員任期は 1 年とする。但し、重任を妨げない。補欠役員任期は、前任者の残りの期間とする。

(機 関)

- 第 13 条 この会に次の機関をおく。
総会 運営委員会 評議員会
- 第 14 条 総会は、この会の最高決議機関であって、全会員の半数以上の出席を得て成立し、毎年 1 回以上会長がこれを招集する。
総会では、事業計画、予算の決定、決算の承認、役員承認決定、会則の改廃等の重要事項を協議する。
- 第 15 条 運営委員会は、総会で決定された業務を推進執行する。
- 第 16 条 評議員会は、運営委員代表若干名と評議員会でこの会への助言をする。

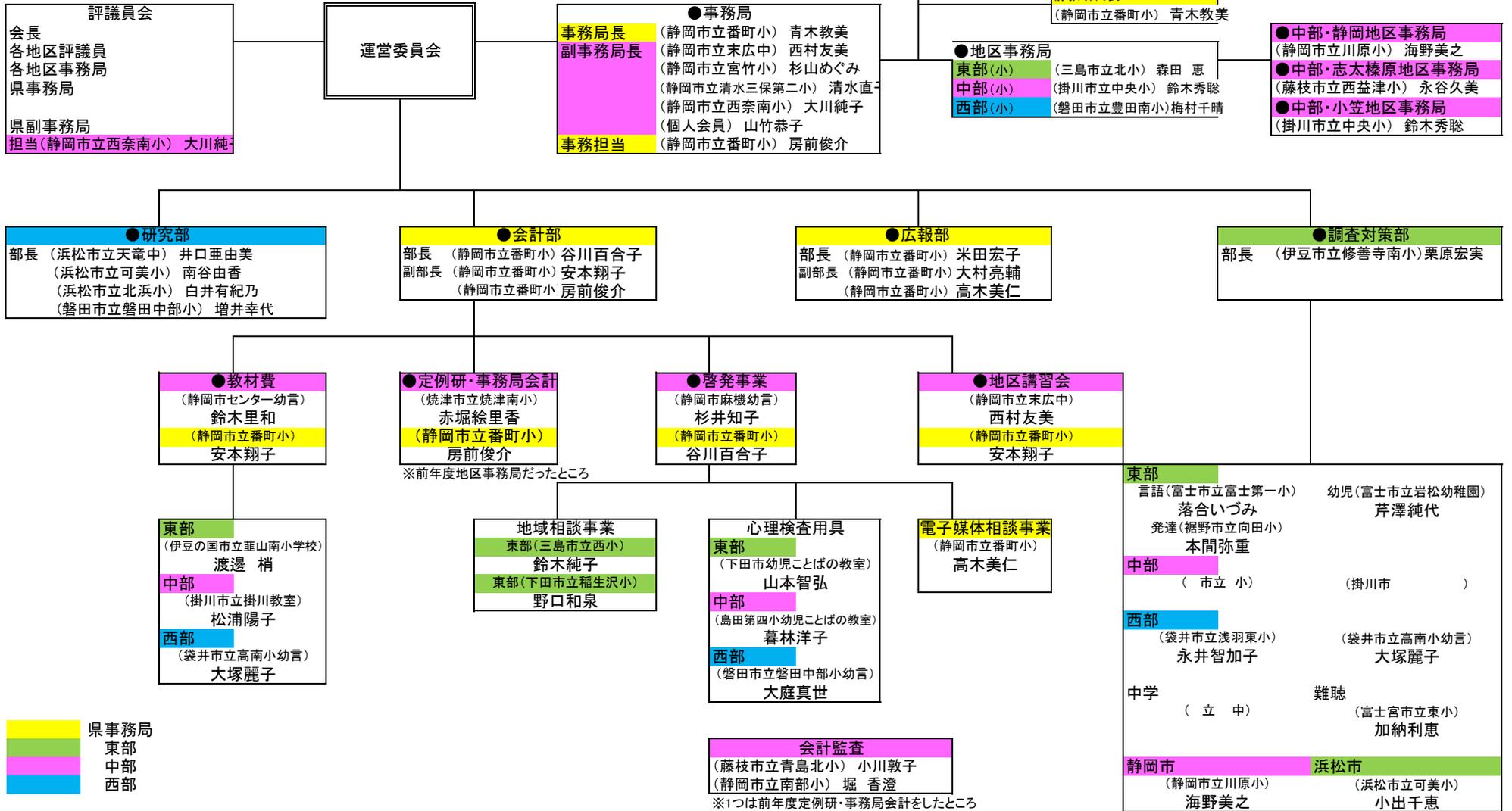
(経 理)

- 第 17 条 この会の経費は、会員等から徴収する会費、その他の収入をこれにあてる。
- 第 18 条 会費は、会員 1 名につき、年額 3,000 円とし、毎年総会終了後に会計部へ納入する。
- 第 19 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わる。

- 付 則
1. この会則は、昭和 45 年 11 月 7 日から施行する。
 2. 昭和 56 年 5 月 13 日 改正
 3. 昭和 63 年 5 月 11 日 改正
 4. 平成 元年 5 月 17 日 改正
 5. 平成 8 年 5 月 27 日 改正
 6. 平成 11 年 5 月 11 日 改正
 7. 平成 13 年 5 月 25 日 改正
 8. 平成 19 年 5 月 23 日 改正
 9. 平成 20 年 5 月 23 日 改正
 10. 平成 27 年 5 月 15 日 改正
 11. 平成 28 年 5 月 25 日 改正
 12. 令和 4 年 5 月 24 日 改正

令和4年度 静言研 組織運営表

- 会長 (静岡市立川原小 寺尾 祥訓) (全難言理事/静岡県特別支援学級・通級指導教室設置校長会幹事/静教研幹事)
- 副会長 東部(三島市立北小 西島哲治) 中部(掛川市立中央小 田中浩美) 西部(磐田市立豊田南小 速水 徹)
- 中学(静岡市立末広中 杉山智乙) ※東・中・西部の副会長は地区事務局の学校の校長先生
- 顧問 (静岡大学)大塚 玲



県事務局
東部
中部
西部

●は運営委員会参加

令和4年度 事業計画案

1 令和4年度 定例研修会 地区講習会

＜テーマ＞ 言語・聴覚・発達障害のある幼児・児童・生徒に対する指導実践を通して、支援のあり方を研修する。

＜研究方法＞ ・講演会及び、テーマ研修を中心とした分科会を行い、言語・聴覚・発達障害に関する専門性を高める研修をする。

・事例研修を行い、個に応じた支援のあり方や教室運営等についての研修を深める。

・講演会及び、分科会の内容と地区別研修会の内容を研究会誌で報告する。

(1) 定例研修会

回	地区	期 日	会 場	内 容
第1回	西部	5月24日 (火)	オンライン (Zoom) 動画配信 (分科会) 担当校：袋井市立高南小学校 袋井市立東小学校 袋井市立浅羽東小学校 森町立森小学校	【午前】 全体会 総会 講演会 【午後】 幼児部会 運営委員会 西部地区設置校 (園) 長会 分科会 (難聴) 講演 「発達障害と児童虐待」 講師：天竜病院 児童精神科診療部長 山村淳一 先生 分科会 ＜オンライン＞難聴 ＜動画配信＞構音障害、言語発達遅滞、 吃音、LD・ADHD等、
第2回	中部	8月12日 (金) 13日(土)	第50回東海四県言語・聴覚発達障害児教育研究大会 静岡研第2回定例研修会 オンデマンド (YouTube) による映像配信 大会事務局： 静岡市立清水三保第二小学校	【講演】 「かかわりへの新しい一歩～愛着障害の支援を視座にして～」 講師：和歌山大学 米澤 好史 先生 【分科会】 「発音」「吃音」「きこえ」 「学習や行動」 ・中部地区設置校(園)長会(4月20日開催)
第3回	東部	12月8日 (木)	会場：富士宮市民文化会館 担当校：富士宮市立東小学校	【午前】 講演 講師：愛知県医療療育総合センター 児童精神科医長 吉川 徹 先生 【午後】 分科会 構音障害、言語発達遅滞、 吃音、LD・ADHD等、思春期 東部地区設置校 (園) 長会

(2) 地区講習会 詳細については随時ホームページに掲載

地区		開催予定月(日)	内容
東部		4月26日	新任者研修会(基礎講座)
		6月15日	関係者講習会(学習の苦手さの背景とサポート) ※オンライン
		9月 日	幼保研修会(外部講師による講話)
		10月7日	検査技能講習会(WISC-IVの活用)・授業研修会
		2月 日	担当者講習会
中部	静岡	4月22日	新任者研修会①(静言研について,ことばの指導,発達教室の指導)
		6月17日	新任者研修会②(構音指導について)
		6月13日	担当者講習会(幼児の育ちと姿勢保持・動作法)
		7月5日	担当者講習会(吃音の指導について)
		8月31日	担当者講習会(インシデントプロセス法)
		9月10日	検査技能講習会(学習障害をもつ児童生徒の理解と支援)
	志太榛原	6月 日	新任者講習会(教室紹介・指導参観)
		6月29日	地区講習会(子ども虐待と愛着障害)
		11月 日	地区講習会(事業紹介及び障害児の支援について)
	小笠	5月12日	担当者講習会(教室紹介、事例検討)
		11月9日	担当者講習会(事例検討)
		9月頃	小笠地区講習会(アンガーマネジメント)
		12月16日	担当者講習会(構音障害の講話・事例検討)
		12月20日	幼児担当者講習会(事例検討)
		西部	4月19日
	5月7日	担当者講習会(構音を学ぶ会)	
	7月2日	〃	
	6月頃(未定)	担当者講習会(発達障害の子への指導・支援) (仮)	
	6月12日	検査・指導技能講習会(ビジョントレーニングのやり方・施設見学)	
	9月17日	担当者講習会(側音化構音の指導方法)	
	9・10月頃(未定)	担当者講習会(吃音児への指導支援について)	
	12月13日	担当者講習会(幼・小学生の感情理解、感情表現) (仮)	
	11・12月頃(未定)	担当者講習会(発達障害児への指導・支援) (仮)	

2 新任者研修会

各地区講習会にて実施する。

3 会誌

定例研修会での講演会及び分科会の記録と地区講習会のまとめを内容とする。

4 会報

毎月25日発行、A4版、内容は教室経営を含む。ホームページ掲載

5月 561号	浜松市立佐藤小	6月 562号	浜松市立北浜小	7月 563号	浜松市立二俣小
9月 564号	掛川市立大坂小	10月 565号	島田市立第四小	11月 566号	静岡市立清水浜田小
1月 567号	下田市立稲生沢小	2月 568号	沼津市立大岡小		

5 令和4年度 言語・聴覚・発達障害教育の教育に関する情報交換

6 静岡県教育研究会 特別支援教育研究部 夏季研究大会

日 時 令和4年8月4日(木)

会 場 静岡県コンベンションアーツセンター グランシップ
〒422-8019 静岡県静岡市駿河区東静岡二丁目3番1号

7 第51回 全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会全国大会(千歳大会)

日 時 令和4年9月15日(木)～10月15日(土)

※ オンデマンド(youtube)による映像配信

8 第50回 東海四県言語・聴覚・発達障害児教育研究大会(静岡大会)

日 時 令和4年8月12日(金)・13日(土)

※ オンデマンド(youtube)による映像配信

9 令和4年度 言語障害児指導相談事業(補助金事業)

(1) 言語障害児指導者研修事業(東・中・西各地区)

(2) 幼児言語教室設置等啓発事業

・地域相談事業

・心理検査用具に関する事業

・電子媒体による相談事業

(3) 幼児言語指導教室支援事業(幼児ことばの教室への教材費の補助)

10 親の会との共催事業

○「保護者及び関係者研修会」への参加、協力

○静岡県ことばと心を育む会総会

日 時 令和4年月日()

会 場

※ 検討中

令和3年度 要望事項

I 通級による指導の充実のための要望

- 1 通級指導教室（言語障害・聴覚障害・発達障害）の設置状況に大きな地域間格差が生じています。こうした格差を是正し、すべての児童生徒が支援を受けることができるよう、通級指導教室の新設や増設をお願いします。
- 2 静岡県が推進してきた特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、研修の機会の確保と維持及び本研究会への参加にご理解をいただき、通級指導教室担当者の指導経験を生かしつつ、その経験が確実に継承されるように、人事面で配慮いただけるようお願いいたします。
- 3 ICT機器を活用した遠隔指導や指導の個別最適化を図るためのシステム構築に関する研究の推進をお願いします。

II 小学校言語障害通級指導教室・発達障害通級指導教室の充実と発展のための要望

通級による指導を必要とする児童のニーズに応え質の高い指導を行うために、言語障害通級指導教室と発達障害通級指導教室の障害種別による設置の緩和など柔軟な運営ができるよう配慮をお願いします。

III 聴覚障害特別支援学級・聴覚障害通級指導教室の充実と発展のための要望

聴覚に障害をもつ児童・生徒の将来の社会参加に向けて、障害を早期に発見し、それぞれの発達段階、ニーズに応じて必要な支援を受けられるよう、下記の点についてご配慮、ご検討をお願いします。

- ・研修会等で聴覚障害についての理解を広げる場を設定すること
- ・園、小学校、中学校に在籍する聴覚に障害を持つ児童・生徒の実態調査を全県で行うこと
- ・聴覚特別支援学校のセンター的機能を活用した学級や教室への巡回指導を行うこと。

IV 中学校・高等学校の発達障害通級指導教室の充実と発展のための要望

本県の中学校の発達障害通級指導教室は年々設置が進んでいますが、生徒・保護者のニーズに応えるには、教室数や担当者数が十分であるとは言えません。高等学校の通級による指導についても、実施学校数が少ないため、中学校で通級に通い、高等学校でも継続したい生徒が通えない現状があります。そこで、下記の点について、ご検討をお願いします。

- ・未設置の市町に中学校の発達障害通級指導教室を新設すること
- ・全日制、定時制の課程の高等学校において、通級による指導の利用と合理的配慮による高校入試に関する情報の周知をすること

V 早期指導の充実と発展のための要望

本県の「幼児ことばの教室」は、県内外から高い評価を得ています。しかし、「幼児ことばの教室」には県単位の設置基準がなく、各教室によって様々な設置形態があり、支援の質や量は市町によって大きな差があります。

そこで、早期支援の重要性を鑑み、県内どこの市町においても一定の支援が受けられるよう県として早期支援の枠組みの中に位置づけた制度設計の検討をお願いします。

1 言語・聴覚障害児教育のあゆみと静言研

(1) 言語・聴覚障害児教育の誕生

わが国の学校教育の中で最初の言語障害学級は、大正15年に設置された東京市深川区八名川小学校の「吃音学級」と言われている。また、難聴児は聾学校を中心に教育を受けていたが、昭和9年に東京市小石川区礪川尋常小学校にわが国初の「難聴学級」が設置された。

現在の言語障害通級指導教室に通じるような教室の発足は、たいへんユニークなもので一学校の一担任の取り組みに端を発している。昭和28年、千葉縣市川市立真間小学校で大熊喜代松が中心となって通級制の「国語科治療教室」を旗揚げし、時を同じくして宮城県仙台市立通町小学校で濱崎健治が中心となって長期休業中に通う「ことばの教室」を開始し、昭和33年、わが国初の「言語障害特殊学級」が設置された。昭和37年、文部省初等中等教育局長通達(第380号)において、「その他言語障害者は、その障害の性質及び程度に応じてその者のため特殊学級において教育するか又は通常の学級において留意して指導すること」と明記され、言語障害特殊学級は以降急速な広がりを見せていった。

(2) 本県のことばの教室設立と静言研発足の経緯

静岡県においても、昭和38年、「ことばの教室」の必要性を感じた県東部の吉原市(現富士市)言語障害児をもつ保護者たちを中心に「親の会」を結成し、翌39年わが国4番目の「言語治療教室」を開設することとなった。その後も県親の会は、各地で教室開設に向けた陳情を行い、「ことばの教室」設置の大きな原動力となった。このようにして開設された「ことばの教室」は、「言語障害特殊学級」という認可の元に設置され、制度としては固定学級制をとっていた。しかし、言語障害の特性から実質的には現在同様の通級制(日常の学習は通常の学級で行い、障害に関わる特別な指導のみを行う)をとっており、二重学籍など制度と実態の矛盾を30年間に渡って内包し続けなくてはならなかった。

昭和44年、静岡市立一番町小学校と浜松市立高砂小学校に「ことばの教室」が開設された。以後、次々に「ことばの教室」が開設されていき、昭和45年、静岡大学の新井清三郎教授を会長として「静岡県言語障害研究会」が発足した。「ことばの教室」6教室の担当者を中心に20名の会員でのスタートであった。この会は教育に関することのみならず、医療・福祉の増進を図ることも目的として、調査、診断、治療、教育、福祉など幅広い分野で研究協議や情報交換が活発に行われた。

全国的な動きとしては、昭和48年に難言教育に関わる教師の全国的な組織である「全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会」が発足し、第1回大会を東京で開催した。

(3) 静言研の活動

昭和50年代に入り、県内の言語障害学級は、設置校数の増加と共に、早期発見・早期療育の必要性の高まりの中で、その対象を学齢児から幼児へと広げていった。昭和50年、静岡市立一番町小学校、南部小学校内に「幼児言語教室」が併設されたのを皮切りに、県内各地で「幼児ことばの教室」が開設されるようになった。当初は専任の指導者がおらず、県費職員の学齢児担当者がサービスとして幼児療育にあたっていたが、その後、幼児の専任担当者が配置されるようになっていった。

昭和51年、運営費が支給されていなかった幼児指導に対して、静岡県から「言語障害児指導相談事業補助金」が交付されることとなった。この補助金は、各幼児教室の教材費など運営を助けただけでなく、「言語障害児教育相談」や「言語障害児療育キャンプ」などの事業を行うことができるようになり、県下各地に「幼児ことばの教室」を開設することに大きな役割を果たすこととなった。しかし、地域によって各々の設置主体が異なり、教育委員会設置の教室もあれば、福祉行政設置

の教室もあるなど様々であった。このことが現在に至る本県の幼児指導の大きな特色となった。

補助金は、平成12年をもって終了となったが、平成16年度に静岡県健康福祉部との折衝により復活することとなり、運営費助成(幼児指導教材費)、地区講習会、担当者研修会、設置・啓発事業など現在に至る静言研の事業に大きな役割を果たしている。

(4) 全難言協静岡大会と組織改革

会発足10年を迎えた昭和55年には、言語障害学級20、難聴学級8、関連言語教室(幼児)3、会員数90名となり、会の名称を「静岡県言語・聴覚障害児教育研究会」と改め、難言教育の向上のための実践的研究を着実に積み重ねていった。しかし、依然として、「実態は通級」だが「制度は固定学級制」という矛盾は解消されていなかった。このような状況に対して、文部省は平成2年に「通級学級に関する調査協力者会議」を設置し、平成5年、「通級による指導」が法制化され、教育課程に明確に位置付けられるようになった。このことにより、県内すべての言語障害学級は「通級による指導」に移行し、30年来の矛盾を解消することとなった。しかし、教員配置の根拠を定めなかったため、通級指導担当者は加配教員という立場となり、教員配当に曖昧さを残すこととなった。

平成10年には静岡市において「全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会全国大会」が開催された。大会を開催するにあたって、校長会組織や行政との関連が薄いことが大きな障壁となっていたが、大会の開催を機に難言教室(学級)設置校長会を組織し、事務局校校長が実行委員長を務めるなどの組織改革を行った。その後もこの改革の流れは継承されていき、静言研会長を現職校長が就任するなど研究団体としての強固な基盤が確立されていった。

(5) 特別支援教育の開始と静言研及び難言教育

平成13年に文部科学省は「21世紀の特殊教育の在り方について(最終報告)」を示し、平成15年に「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」、平成17年に「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(最終報告)」を示し、特殊教育から特別支援教育への転換やその内容・制度整備などについて提言を行ってきた。「通級による指導」に関しては、特殊学級と共に「特別支援教室」への一本化を図る構想が示されていた。

こうした状況を受け、本会では平成16年度より、今後の難言教育や静言研の在り方について検討を重ねてきた。その結果、発達障害通級指導教室(LD等教室)担当者を会員に加えること、県内すべての小中学校に対して案内を配布し対象を拡大すること、定例研で特別支援教育の分科会を加えることなどを決定し、会の名称を「静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会」と改めた。

全国の状況にも特別支援教育実施による様々な影響がみられたが、地方分権の流れから各都道府県によって大きな違いがみられた。こうした中、全国に先駆けて組織再編に着手したことは、平成19年より、言語障害通級指導教室の担当者が発達障害通級指導教室(LD等教室)の担当者に切り替わったり、発達障害通級指導教室の担当を兼務したりする状況(資料2参照)にも素早い対応が可能となり、その後、急速に増加していった発達障害通級指導教室の担当者の研修の場として位置づけることができた。その後、ますます通級指導のニーズが高まり、肢体不自由通級教室が新設され、高等学校での通級指導も始まった。

今後は、通級指導教室担当教員の基礎定数化(児童・生徒13人に教員1人)など、変革の動向を的確に捉え、それに備えた研究組織の改革や研究内容の検討が必要と思われる。

資料1 静岡県言語聴覚障害児教育のあゆみ

年代	主な出来事
昭和38年	「静岡県言語障害児をもつ親の会」結成
昭和39年	吉原市立吉原小学校に「言語治療教室」開設
昭和41年	清水市立浜田小学校に「言語治療教室」開設
昭和44年	・静岡市立一番町小学校に「言語指導教室」開設 ・浜松市立高砂小学校に「ことばの教室」開設
昭和45年	・沼津市立第二小学校に「ことばの教室」開設 ・藤枝市立藤枝中央小学校に「言語指導教室」開設 ・「静岡県言語障害研究会」発足
昭和46年	島田市立島田第一小学校に「ことばの教室」開設
昭和47年	・浜松市立元城小学校に「難聴教室」開設 ・浜松市立北浜小学校に「言語指導教室」開設
昭和48年	・東海四県言語・聴覚障害児教育連絡会発足 ・三島市立西小学校・焼津市立焼津南小学校に「ことばの教室」開設 ・清水市立浜田小学校に「きこえの教室」開設
昭和49年	・富士市立第一小学校・富士宮市立東小学校に「言語指導教室」開設 ・磐田市立磐田中部小学校に「ことばの教室」開設 ・静岡市立伝馬町小学校に「難聴学級」開設
昭和50年	静岡市立南部小学校に「言語指導教室・幼児ことばの教室」開設
昭和51年	・浜松市立蛸塚小学校に「ことばの教室」開設 ・熱海市立第二小学校に「言語治療教室・幼児言語治療教室」開設 ・静岡県より「言語障害児指導相談事業補助金」交付
昭和52年	浜松市立高砂小学校に「幼児ことばの教室」併設
昭和53年	・浜松市立中部中学校に「難聴学級」開設 ・掛川市立西郷小学校に「きこえの教室」開設
昭和54年	・浜松市立追分小学校に「ことばの教室」開設 ・富士市立原田幼稚園に「言語教室」開設(以降3園に設置)
昭和55年	・清水市立三保第二小学校に「言語教室」開設 ※以降、県下各地に開設されていく。 ・「静岡県言語障害研究会」を「静岡県言語・聴覚障害児教育研究会」に改称。
平成5年	「通級による指導」の法制化により学籍を必要としない通級指導教室に移行。
平成10年	静岡市において「全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会全国大会並びに東海四県言語・聴覚障害児教育研究会」を開催。
平成13年	「21世紀の特殊教育の在り方について(最終報告)」において、就学指導の在り方の改善、LD・ADHD・高機能自閉等への対応、特殊教育諸学校・特殊学級の地域でのセンター的役割などが示された。
平成15年	「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」において、個別の教育支援計画の実施、特別支援教育コーディネーターの配置などが示された。
平成17年	「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(最終報告)」において、通級による指導の指導時間数の制限緩和や障害種別についての弾力的運用、巡回指導の制度的位置づけなどが示された。
平成18年	県内4校に発達障害通級指導教室開設。
平成19年	「特別支援教育」の本格的実施により、発達障害通級指導教室と併設または発達障害も対象に含む教室が県内各地に広がり始める。
平成23年	県内34校に発達障害通級指導教室が拡大。「中教審特別支援教育の在り方に関する特別委員会の中間まとめ」において、「特別支援教室構想」が盛り込まれた。